

約款に基づく運転免許取得に関する契約書

第1条（約款の適用）

一般財団法人茨城県交通安全協会 茨城県自動車学校 水戸校（以下「当校」といいます）は、お客様が運転免許取得の為に、当校への入校申込を受付けるための約款を以下の通りに定めます。

第2条（入校資格）

下記の道路交通法が定める運転免許取得条件を満たすことが必要です。

1. 年齢の条件

- （1）普通一種・準中型は、入校日に満18歳以上となる2ヶ月前となっていること。
- （2）普通二輪は、入校日に満16歳以上となる1ヶ月前となっていること。
- （3）大型二輪・大型特殊・けん引は、入校日に満18歳以上となっていること。
- （4）中型一種は、入校日に満20歳以上、また運転経験が2年以上となる1ヶ月前となっていること。
- （5）大型一種・二種免許は、入校日に満21歳以上、また運転経験が3年以上となる1ヶ月前となっていること。
- （6）受験資格特例教習は、教習開始日に満19歳以上で、普通自動車免許または準中型自動車免許を取得して1年以上経過していること。

2. 身体条件

（1）視力

- ・普通一種・普通二輪・大型二輪・大型特殊は片眼で0.3以上かつ両眼0.7以上（矯正視力可）。
- ・大型・中型・準中型・けん引・二種・受験資格特例教習は片眼で0.5以上かつ両眼で0.8以上（矯正視力可）、また深視力検査において3回検査した平均誤差が2cm以内であること。

（2）色彩識別能力

- 青・赤・黄の3色が識別できること。

（3）聴力

- 日常会話が聞き取れること。※聴力に障害をお持ちの方は事前にご相談ください。

（4）運動能力

- 運転に支障を及ぼす身体障害がないこと。※身体に障害をお持ちの方は事前にご相談ください。

第3条（運転適性相談）

次に該当する方は、お住まいの地域所轄の運転免許センターにて、運転適性相談を受診して頂く必要があります。

1. 持病や身体に障害があり、安全運転に支障を及ぼすおそれがある方
2. 現有免許所持で免許停止処分中及び、紛失等により免許証がお手元でない方。

第4条（申込の承諾）

1. 当校は、契約の申込みがあったときは、お客様のご要望を確認し、契約条件を満たしているかについてお伺い、お申し込み承諾の可否を判断します。
2. 当校がお客様の申込みを承諾すると、契約書を作成します。また未成年の申込みには保護者の同意が必要です。
3. 当校では、次の場合にその申込を承諾しないことがあります。
 - （1）行政処分等を受け欠格期間を満了していない方
 - （2）第2条で明記した道路交通法に定める運転免許取得要件を満たさない方
 - （3）第3条に示す運転適性相談で安全な運転に支障を及ぼすおそれがあると判断された方
 - （4）妊娠中の方
 - （5）暴力団、暴力団関係者その他、反社会的勢力と関わりのある方

第5条（入校申込時の注意）

入校申込において事実を偽り入校し、入校後虚偽事項が判明した場合、即時の契約の解除をされても異議のないものとします。また、違反や事故などの虚偽申告により卒業後、運転免許試験場にて受験できない場合や、免許の拒否や保留になった場合においても、当校は一切責任を負いません。

第6条（教習日程）

1. 教習期限は教習を開始した日から9ヶ月（大型特殊・けん引・審査は教習を開始した日から3ヶ月）です。この期間内にすべての教習を修了しなければ教習が無効となります。
2. 検定期限は、教習が修了した日から3ヶ月です。この期間に卒業検定（技能審査）に合格しなければ教習が無効となります。
3. 臨時休校（教習・検定予定の調整、又は天候等により教習が一時中断・中止する場合や日程が変更されることがあります。）

第7条（契約の変更と解除）

1. 地震・水害・雪害等の天災地変、官公庁命令、法令の制定・改廃、不可抗力、不慮の教習車両の故障その他止むなき事由により安全かつ円滑な教習実施が不可能と当校が判断したときは、契約の解除、又は教習継続の為に日程を変更する場合があります。
2. 当校は、お客様の入校後に下記の事由に該当する場合、契約を解除する場合があります。
 - （1）お申込時に虚偽の申告をおこなっていた場合
 - （2）お申込時に第3条に示す事項に、該当する旨を申告しなかった場合
 - （3）当校に定める規則、及び教習所職員の指導に従わなかった場合
 - （4）不正な行為を行って教習・検定を受けた場合、法令や公序良俗に反する行為を行った場合
 - （5）お客様の行為により教習もしくは、他の教習生が損害を受けるおそれがある場合、また受けた場合
 - （6）厚生労働省が示すカスタマーハラスメントと認められるような行為があった場合

第8条 (免責事項)

1. 第7条の1項および次に例示するような事由により、お客様が損害を被られた場合において、当校は一切の責任は負いません。
 - (1) お客様の不注意により発生した事故、又は第三者の不注意により発生した事故にかかわる損害
 - (2) 自由行動中の事故
 - (3) 盗難・疾病
 - (4) その他、当校の責に帰さざる事由により生じた損害

第9条 (中途退校)

入校後、お客様の都合により中途退校される場合は、第10条 (中途解約精算方法) に基づき精算いたします。
 また第7条2項に該当し契約の解除になった場合も同様の精算をいたします。

第10条 (中途解約精算方法)

1. 中途解約の精算は、当校が定める精算を行います。教習に必要とした費用の実費を、お支払いいただいた料金 (仲介業者を経由してお支払いいただいた場合、当校負担の仲介手数料分が減額となります) から差し引き精算いたします。教習に必要なとした費用とは、入学金・特別コース料金・適性検査料・写真代・教材費・実際に受講した教習料 (学科教習料・技能教習料)・検定料になります。
2. 入金済みで且つ入校申込書の提出があった日 (以下「入学手続日」という。) の翌日から起算して3ヶ月以内に入校式・適性検査を受けて、学科教習又は技能教習のいずれかを一回以上受講して下さい。受講いただけない場合は、退校手続きをとらせていただきます。この場合の精算金の返金期限は、入学手続日の翌日から起算して1年間となります。
3. 教習期限切れとなった場合の精算金の返金期限は、教習期限日の翌日から起算して1年間となります。
4. 技能教習・学科教習のいずれもすべて未受講の場合は、入学金も合わせて返金いたします。
5. 精算には事務手数料 9,000 円 (税込9,900 円) が掛かります。

第11条 (追加料金・キャンセル料・再検定料・補習教習料金)

法定最短時限数を超えて教習を受けた時は教習料金表に基づき、修了検定前又は卒業検定前に追加料金を精算し、それを入校者が支払うこととします。キャンセル料に関して、予約日当日に技能教習をキャンセルされた場合は、キャンセル料 1,100 円 / 1 時限 をお支払いいただきます。教習開始 15 分前までに予約キャンセルの連絡をいただいた場合は、キャンセル料は発生いたしません。修了検定又は卒業検定に不合格となった場合には、補習教習を受講した上で再度検定を受けることとなります。補習教習や再度検定を受験する場合の料金は入校者が支払うこととします。

個人情報取り扱いについて

1. 当校は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法公正な方法により、個人情報を取得いたします
2. 当校が取得したお客様の個人情報は、次の目的で利用します。その他の目的に利用することはありません。
 - (1) 当校で実施する免許取得のための教習を実施するため。
 - (2) 当校で実施する講習、認定教育を実施するため。
 - (3) 当校で実施する教習、講習、認定教育に関する内容の宣伝、サービスなどをお知らせするため。
 - (4) 当校が行う、各種イベント・キャンペーン及び交通安全講習会等の開催の案内などのお知らせをするため。
 - (5) 顧客満足度の向上を図ることを目的として、郵便、電話、電子メールなどの方法により、アンケート調査を実施するため。
3. 当校は、お客様の個人情報を、委託契約に基づき茨城県公安委員会へ提供する以外は、法令に基づく場合を除いて、第三者には提供いたしません。
4. 当校は、保有する個人データについて、正確かつ最新のものに保つように努め、個人データの漏えい、紛失等ないよう万全をつくしています。また必要により業務遂行上、外部専門業者に業務委託等を行う場合においても委託先等に機密保持義務を課すなど個人データの管理監督に努めています。
5. お客様の個人情報の開示 (確認) 又は誤った個人情報の訂正、追加、削除などを希望される場合は、当校の定める書面により受け付けいたします。その際、本人であることを確認できるもの (運転免許証など) をご用意下さい。なお、開示に際しては 1,000 円を手数料としてお支払いいただきます。

※上記に関して同意を確認しますので、どちらかを○ (マル) で囲んでください。

ご本人	・ 同意します	・ 同意しません	
保護者	・ 同意します	・ 同意しません	保護者氏名 _____

(入校者が 18 歳未満の場合)

※私は貴校に入校致したく、約款に同意した上諸料金を添えて、且つ個人情報の取り扱いも了承申し込みます。

一般財団法人茨城県交通安全協会 茨城県自動車学校 水戸校 殿

年 月 日 入校者氏名 _____